

「令和 2 年度 PET ボトル再生処理事業者登録」

の申請に係る重要事項（変更点等）

1. 再生処理事業者に求める提出書類の削減

(1) 登録申請書類として提出する書類の削減

① 法令遵守関係書類の削減

従来、登録申請書類として提出を求めていた書類のうち、法令遵守関係資料については、事業者として遵守すべき義務であることを踏まえ、事業者の自主管理に委ねるべきとの観点から廃棄物関係書類を除く書類について、提出不要といたしました。

登録申請時に必要な書類は以下のとおりです。

ア、2-18-1 残さ処理計画書

イ、2-18-2 産業廃棄物処理委託契約書

不要とした書類は、以下のとおりです。

ア、2-20 敷地境界における騒音・振動の測定結果と規制基準

イ、2-21 排水水質の測定結果と規制基準

ウ、2-22 安全衛生管理体制と作業環境

提出不要とした法令関係書類については、現地検査時にその遵守状況を確認させていただきます。

なお、指定可燃物貯蔵取扱い届出書、一般廃棄物処理施設設置許可証、及び特定施設設置届出書・受理書等の許認可関係書類については、従来通り、施設関係書類として提出を求めます。

② 品質管理に関する書類の削除

再商品化製品の品質は、再生処理事業者と利用事業者にて取り決められるものであり、現状においては用途によって種々の品質のものが流通していることから、協会からのご案内は不要であると判断し、登録申請書類として提出不要といたしました。

不要とした書類は、以下のとおりです。

ア、2-19 品質管理

(2) 再生処理施設の変更申請書提出時の書類を削減

再生処理施設変更時の再生処理事業者の作業負担軽減と協会からの承諾・不承諾通知までの時間短縮を目的に、変更申請時の提出書類を削減いたします。

従来は、変更前後の個々の図面等の提出を求めていましたが、今後は大幅に削減されます。

提出していただく書類は、以下のとおりです。

○PETボトル再生処理施設変更申請書のみ（軽微な変更の場合）

※機械設備の入れ替えや保管場所の変更等、内容が容易に分かる場合には、申請書以外の資料の提出は不要です。

※ただし、複数の設備変更、再生処理施設の増強、再生処理フローの変更等、複雑な場合には、変更内容全体を分かりやすく説明する補足資料を添付してください。

（申請書の様式が変更されていますので、注意してください。）

2. PETボトル再生処理ガイドラインの変更（案）に関するアンケート依頼

令和2年4月からの発効を目標に、PETボトル再生処理ガイドラインの変更を検討しております。理由は、令和元年より再商品化委託料金収受の起点を「フレーク製造完了証明量」としたことにより、ご報告いただく内容が変更され、協会として現地検査時等に確認すべき項目も変化いたしました。

また、中国その他地域における廃プラスチックの禁輸措置等の影響によるリサイクル現場の変化への対応は急務であると認識いたしました。

そこでこの度、「令和2年度PETボトル再生処理ガイドライン」（案）を作成いたしました。より現状に即した内容にするため、アンケートによりご意見・ご要望を賜り、検討した後に新しいガイドラインを発効したいと思います。

何卒ご協力よろしくお願いたします。

1、再生処理ガイドラインの主な変更点

- ① ガイドラインの目的、位置づけ等を明記
- ② 必須項目と努力項目に分類・明確化
- ③ 現状に即した対応

2、再生処理ガイドラインの変更手順

- ①再生処理事業者の皆さまからのご意見集約（アンケート方式）
- ②内容精査
- ③新ガイドラインの発効・運用開始

3、スケジュール

- ①令和元年7月11日 令和2年度登録説明会にてアンケートの趣旨、内容説明
- ②令和元年7月12日 平成31年度登録事業者を対象にアンケート送付（REINS）
- ③令和元年9月2日 アンケート提出期限
- ④令和元年11月末 アンケート集計・検討期間
- ⑤令和元年12月 令和2年上期入札説明会にて（新）ガイドライン内容説明
- ⑥令和2年4月1日 （新）ガイドライン運用開始

以上